

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(女性青少年課)
生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)
- 生活保護法による医療機関の変更()
- 生活保護法による薬局の廃止()
- 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 建築基準法による道路の位置の指定(建築課)
- ◇ 公 告 准看護婦試験の実施(医務薬事課)
- ◇ 関達公告 公募型プロポーザル方式に係る手続の実施(建築課)

告 示

鳥取県告示第七百七十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第二十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定し

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書		発行記号等	表示された 発 行 所 名
		題 名 及 び 号 数	類 別		
6082	雑誌その他 の刊行物	YAHHOOD JULY 1998 漫画どっかん!! 7月増刊号	雑誌コード 08320-7	株式会社 ファミカル	
6083	"	アラベツびん AUG. No. 153 8月号	雑誌16487- 8	英知出版	
6084	"	Beppin-school No. 85 8月号	雑誌07971- 08	英知出版	
6085	"	女子中学秘密の処女教室	EBIS1-9609 -1402-1	絵美寿 出版販売	
6086	"	女子高生メライカル 性感カルナ	EBIS2-9610 -0907-1	絵美寿 出版販売	
6087	"	ハメ撮られた尻穴	EBIS2-9607 -0205-4	絵美寿 出版販売	
6088	"	投稿ニヤン ² 倶楽部 8月号	雑誌コード 17017-8	株式会社コ アマガジン	
6089	"	投稿ニヤン ² 倶楽部Z 8月号	雑誌コード 17031-8	株式会社コ アマガジン	
6090	"	ニヤン ² 倶楽部エクストラ VOL. 2	雑誌コード 17018-7	株式会社コ アマガジン	

6091	〃	ミルクードールズ 1998-8	雑誌コード 08407-8	株式会社 大洋書房
6092	〃	BLONDE 7月号 VOL. 29	雑誌17813- 7	株式会社 桃園書房
6093	〃	オレンジ通信 NO. 201 1998/9月号	雑誌コード 02189-9	株式会社 東京二世社
6094	〃	熱写ボーイ 1998 9月号 NO. 96	雑誌コード 07055-9	株式会社 東京三世社
6095	〃	素人娘 まるかじり ナンパ塾 8月号	雑誌04361- 8	株式会社 日正堂
6096	〃	カメラ天国 9月号 Vol. 111 コミックBOY 9月増刊号	雑誌13724- 9	株式会社 日本出版社
6097	〃	すびじん 素Be人 Vコミック9月増刊号	雑誌07824- 9	株式会 社 日本出版社
6098	〃	アナルジャック 肛姦 スペシャル 露出ジャワー 9月号増刊	雑誌09744- 9	株式会 社 ラン出版
6099	〃	TOKYO ナンパ倶楽部 1998 8月号	雑誌16673- 8	株式会 社 ラン出版
6100	録画テープ	早摘み さくらんぼ娘①	AIB・007	愛 撫 レーベル
6101	〃	ちよーラヴラヴ 女子校生9	WB-007	WORK & BREAK
6102	〃	おめちよ生喰い①	BU-01	キッカー
6103	〃	新人6名紹介所 デビュースペシャルⅧワイド90分	AD-32	株式会社 トエンター テイメント

鳥取県告示第七百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田中薬局松崎店	東伯郡東郷町大字旭四〇五	平成十年十一月一日

鳥取県告示第七百七十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ダイゲン眼科医院	鳥取市扇町一三三二一	平成十年十一月四日

鳥取県告示第七百七十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	田中薬局
所 在 地	東伯郡東郷町大字旭四〇五一二
廃 止 年 月 日	平成十年七月十四日

鳥取県告示第七七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼科	視覚障害	濱 橋 孝 寿	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
内科、呼吸器科、循環器科、胃腸科、小児科	心臓機能障害及び呼吸器機能障害	吉 水 信 明	東伯郡三朝町大字本泉字古川四一九一 吉水医院
外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害	村 上 雅 一	米子市皆生新田一丁目八一 山陰労災病院

鳥取県告示第七七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第一―四工区（逢坂）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年十二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 審査請求

利害関係人は、この告示に係る換地計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農林水産大臣に審査請求をすること。

鳥取県告示第七百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年三月二日 鳥取県指令倉土維十第九号
 二 開発区域に含まれる地域の名称
 東伯郡東郷町大字門田字植木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 倉吉市山根五八三―三

株式会社河金組

代表取締役 河金 直義

鳥取県告示第七百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成十年十二月一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成十年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市福守町四八―一―一 村田 孝明	倉吉市福守町字下屋敷三三―一―四、三三三六―四、三三三七一―三、三三三七―一四、三三三八―一四、三三三八―四及びこれらを一体をなす国有地	幅員 六・〇〇七メートル 延長 七三・二七メートル

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成10年12月 8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
平成11年2月19日（金）午前10時から午後3時まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
鳥取市江津318―1 鳥取県看護研修センター
- 3 試験科目
解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護
- 4 受験資格
次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。
 (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成11年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（平成11年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成11年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成11年3月31日までに当該養成所を卒業した者を含む。）

成所を卒業する見込みの者を含む。)

- (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
 - (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い鳥取県知事が適当と認められたもの
- 5 受験願書の受付期間
平成11年1月4日(月)から同月8日(金)まで
なお、郵送による場合は、平成11年1月8日(金)までの消印のあるものに限りに受け付ける。
- 6 受験願書の提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目2220 鳥取県福祉保健部医務課 (持参又は郵送によること。)
- 7 受験願書の添付書類
- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書(平成11年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者)については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。
 - (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
 - (3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとす
- る。)
- なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができる者)にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返送するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,600円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,600円を送付すること。

9 合格者の発表等

平成11年3月16日(火)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵便によつて行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務課(電話0857-26-7190)に照会すること。

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により建設コンサルタント業者を特定するので、次のとおり公告する。

平成10年12月8日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 業務概要

(1) 業 務 名 鳥取県蟹博物館(仮称)新築工事の基本設計業務

<p>(2) 業務の内容 建物の基本設計業務（建築設備及び外構に係るものを含む。）</p> <p>(3) 履行期間 契約日の翌日から平成11年4月30日（金）まで</p> <p>2 参加資格及び評価基準</p> <p>(1) 技術提案書の提出者に要求される資格</p> <p>技術提案書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。</p> <p>なお、共同企業体の場合にあつては、すべての構成員がア、イ、エ、カ及びキの条件を満たし、かつ、均等割の10分の8以上の出資比率を有するとともに、共同企業体がウの条件を満たし、かつ、オの条件を満たす者を構成員に含まなければならない。</p> <p>ア 平成9年12月鳥取県告示833号（測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築に関するものを有すること。</p> <p>イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。</p> <p>ウ 平成10年12月8日（火）現在で建築士法第4条の規定による一級建築士の資格を有する者を5名以上専属で有している者であること。</p> <p>エ 平成10年12月8日（火）から同月21日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。</p> <p>オ 平成元年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で述べ床面積が1,000㎡以上の建物の建築設計（新築又は増築に係るものに限る。）を行った実績を有すること。</p> <p>ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>カ 鳥取県内に本店を有すること。</p> <p>キ 鳥取県蟹博物館（仮称）基本計画作成業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p>	<p>(2) 最も優れた技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>ア 会社の業務経歴</p> <p>イ 主要業務及び類似業務に係る実績並びに専門分野別技術職員の状況</p> <p>ウ 技術職員の経験及び能力</p> <p>エ 担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持業務の状況</p> <p>オ 協力事務所の状況</p> <p>カ 業務実施方針及び手法</p> <p>キ 本件業務に対する理解度、実施方針及び設計上の配慮事項の妥当性、提案の的確性及び実現性並びに工程計画及び動員計画の妥当性</p> <p>ク 最も優れた技術提案書を特定するための手続</p> <p>3 担当部署</p> <p>ア 担当部署 鳥取市東一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階 鳥取県土木部建築課 電話番号 0857-26-7395</p> <p>(2) 技術提案書説明書等の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間 平成10年12月8日（火）から同月21日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 (1)に同じ。</p> <p>(3) 質問書の受付期間等</p> <p>ア 受付期間及び時間 平成10年12月8日（火）から同月14日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 (1)に同じ。</p> <p>ウ 質問書に対する回答</p>
---	--

平成10年12月17日(木)午後1時から午後4時までの間に鳥取県土木部建築課において回答書を配布する。

(4) 技術提案書の提出方法等

ア 提出方法

技術提出書の提出を希望する者は、技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

エ 提出部数

10部

4 契約の締結

提出された技術提案書の中から、最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と本件業務の契約締結の交渉を行う。

5 審査

最も優れた技術提案書を特定するための審査は、次に掲げる審査委員により、平成10年12月下旬を行う。

なお、その際、審査委員によるヒヤリングを行う。

片木 克男

西村 博之

武田 憲三

瀬村 誠

松原 幸子

石村 祐輔

大西 幸男

6 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する単位に限る。

(2) 契約書は、作成することを要する。

(3) 関連情報を入力するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(4) 技術提案書提出期限から契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた者、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当した者、又はそれらを構成員に含む共同企業体とは、契約を行わない。

(5) 詳細は、技術提案書説明書による。

(6) 鳥取県蟹博物館(仮称)新築工事の実施設計業務及び施工管理業務については、本件業務の契約の相手方及び鳥取県蟹博物館(仮称)展示工事の基本設計業務の契約の相手方によって構成される共同企業体と別途契約の交渉を行う予定である。